

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長	副議長	局長	次長	主査	主査	担当							文書取扱主任		

第 28 回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成21年8月12日(水曜日)	開会 15時00分	閉会 16時08分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	山口、荒木、渡辺、酒井、堀、堀田	事務局	中嶋事務局長
	議長、委員外～窪之内		寺嶋主査
欠席委員			
説明員	別紙のとおり	議件	別紙のとおり
議 事 の 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 北興化学埋設農薬の処理状況について		
	(2) エコバレー歌志内の経過について		
	(3) 滝川市地域自立支援ネットワーク会議の設置について		
	(4) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について		
	2 その他について		
	休憩中、常任委員会の視察項目についての協議を行った。		
	3 次回委員会の日程について		
	9月1日(火) 13時30分～		
	上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 山口清悦 ㊦		

平成21年8月11日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成21年8月6日付け滝議第77号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願い致します。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願い致します。

記

滝川市長の委任を受けた者

市民生活部長	西 村 孝
市民生活部くらし支援課長	深 瀬 文 彦
市民生活部くらし支援課主幹	南 均
市民生活部くらし支援課副主幹	岸 祐 一
保健福祉部長	狩 野 道 彦
保健福祉部次長	橘 弘 恭
保健福祉部福祉課副主幹	谷 本 敏 史
保健福祉部福祉課副主幹	国 嶋 隆 雄

(総務部総務課総務グループ)

第28回 厚生常任委員会

H21. 8. 12(水) 15:00
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

1. 所管からの報告事項について

《市民生活部》

- (1) 北興化学埋設農薬の処理状況について (口頭) 暮らし支援課
- (2) エコバレー歌志内の経過について (資料) 〃

《保健福祉部》

- (3) 滝川市地域自立支援ネットワーク会議の設置について (資料) 福祉課
- (4) 生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について (口頭) 〃

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○閉 会

第 28 回 厚生常任委員会

H21. 8. 12(水) 15時00分

第一委員会室

開 会 15:00

委員動静報告

委員 長 全員出席。議長出席。委員外～窪之内。毎日新聞、北海道新聞の傍聴を許可する。

1 所管からの報告事項について

委員 長 (1) について説明願う。

(1) 北興化学埋設農薬の処理状況について

深瀬課長 6月3日の第24回厚生常任委員会において、農薬を処理するに当たり1次調査として実施したところ、コンクリート埋設ピット周辺2カ所で基準値を超える水銀が検出されたと報告した。その後2次調査を実施して検出された2カ所のボーリング溝を囲うような形で7カ所のボーリングを追加した。土壌分析をした結果、その7カ所の一番外回りのボーリングで基準値以下であることが確認されたので汚染範囲が確定されたということで、それを包み込むような形で鋼矢板を打設して仮設テント、集塵設備、脱臭装置などを設置し、本日ぐらいから表土の掘削を開始している。2次調査に少し時間がかかり当初の工程より10日ほどおくらせている状況だが、当初土曜日は工事を休む計画だったので土曜日にも施工するなどしておくれを挽回したいと考えている。

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。(なし) (1) については報告済みとする。(2) について説明願う。

(2) エコバレー歌志内の経過について

西村部長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員 長 説明が終わった。質疑はあるか。

渡 辺 回答文書ではごみ縮減をしなければ赤字がふえるといったことが出ているが、市民感覚としては納得できないというか指導などが違っていただけではないかと思う。庭の草、庭木なども出しなさい、そういうものも焼却しなければならぬというような指導をしておいて、今になって今度はごみが多いと言われても市民感覚としては何だとなる。庭の草まで焼却と言っていたのが基本的に誤っていたのではないか。ほかの市町村も同じと思うが、小さな庭木まで出している現状でごみが減るわけがない。市民に協力を依頼するなど何か基本となるものがなければならぬと思うが、どのように対応するのか伺う。

西村部長 ごみ縮減の取り組みだが、中空知衛生施設組合においては、平成21年6月から破砕木材についてはエコバレー歌志内ではなく赤平製紙に運んでおり、年200トンぐらいを見込んでいる。エコバレー歌志内に運ぶトン当たりの処理費用が削減される、わずかだが実入りがあるということでそのような工夫をしている。また、粗大ごみ解体で発生するウレタン等について、処理業者に委託してRPF資源化も検討しなければならぬと考えており、目標として破砕木材と同じく200トンぐらいを見込めるのではないかと見ている。滝川市としては、広報7月号に掲載して住民周知に努めている。手数料改定等については、改定による減量化は期待できるがそれだけを打ち出すのではなく、新処理施設を含めた検討を要すること、分別変更についても手数料と同様、新処理施設に何を運んで焼却するのかが見えてこないと分別変更は考えづらいだろうということで新

処理施設を含めた検討、それと資源回収については、現在未実施の古紙回収ができないかということで、これらを検討事項として3組合で実務を詰める組織の中で実施の方向を煮詰めることになっている。深川を中心とする北空知衛生センター組合では、事業系は資源ごみ、古紙を含めて今は有料だが、無料化の検討をしており、それによってごみ減量が図れるのではないかということである。深川市では粗大ごみのリサイクル市を実施しているが回数増を検討しており、資源ごみの分別を徹底することも考えている。砂川地区保健衛生組合では、分別変更について検討しており、現在有料の資源ごみを手数料無料化によって減量できるのではないかとしている。また、中空知衛生施設組合と同様、破碎木材について赤平製紙に搬入できないかも検討している。これら3組合のごみ減量の取り組みをごみ縮減策という格好でまとめてエコバレー歌志内に回答したい。庭木については、ひもで縛って出していただければ破碎木材ということで、エコバレー歌志内ではなく赤平製紙に持っていく形で少しでもごみを減量するような格好でそれぞれの組合、構成市町で取り組みを進めているところである。

委員長
酒井
委員長
西村部長

他に質疑はあるか。

新処理施設の検討スケジュールについて資料要求したい。

所管は用意できるか。

昨日中空知衛生施設組合の滝川市選出議員に配付した資料でよいか。(よし)準備させていただく。

委員長

所管で用意できるとのことだが委員会として資料要求することでよいか。(よし)資料の準備ができ次第配付願う。引き続き質疑願う。

酒井

① ごみ処理方法については焼却かRDFかということで出されているが、8月中に確定すると確認してよいか伺う。

② 新処理施設が建設されるといった大きな流れで来ているが、前提として滝川市のごみ処理をどうするのかということがあると思う。国や道などでは広域化を進めており、その中でエコバレー歌志内もできたわけだが、現在、小規模焼却施設などがつくられている例が多くなっている。以前に質問した際には、例えば滝川市だけで行うとした場合、補助金などの問題がネックになるとのことだった。この点について、例えば脱CO₂の問題、滝川市から中間施設に運び、中間施設からさらにほかの施設に運ぶといったことが本当に正しいのかどうかといったこともこの機会に考えられるべきだと思うが、補助金との絡みについてどのようなになっているのか伺う。

③ 市町の意向確認をしてから役員会をすることだが、滝川市としての方針はいつ出すのか。その方針を受けて衛生施設組合、役員会に出すと思うが、時期について伺う。

西村部長

① 2つの処理方法ということで今コンサルに出しているの、メリット、デメリットが挙がってくると思う。それを構成市町で判断し、組合の意向としてどういう処理方法がいいのかを8月中に確定したいと考えている。それを決定する際にいろいろな会議等が必要なことも十分わかっている。

② CO₂の問題については、今どちらの方向にするのか、焼却のどのような機種を選択するのか、次のステップで検討しなければならないと考えている。

③ 8月に報告書を提出して早急に滝川市としての意向を固めなければならないが、20年度に3組合でコンサルに出した意向としては、滝川市は公設の新炉

南 主 幹

ということで、構成市町についてもまとまっている状況である。

酒 井

② 補助金の関係だが、今は補助金の形の交付金という名称になっており、循環型社会形成推進交付金ということで事業費の3分の1を交付するというように設定されている。エネルギー利用が10%あれば交付金の対象ということで、100トンクラスだと12%など規模によってエネルギー利用の率が変わってくることで、2分の1交付の適用もある。交付金の要件は、人口5万人以上、面積400平方キロメートル以上ということで滝川市は合致しないが、広域でやるのが大前提なので、例えば新十津川町、雨竜町、赤平市が入ったとすると人口が5万人になり要件に入ることになる。要綱や交付金の中身を見ると、北海道、豪雪地帯などは5万人いなくてもいいことになっているが、取り扱い上は広域でやるのが大前提となっている。規模が小さくなればなるほど処理単価が上がるといって非効率的という部分が出てくる。大きければトン当たりの処理単価が安くなり、交付金の額もうまくやれば2分の1の適用が入ってくるということもあるので、これから3組合の中で検討していきたいということである。枠組みをどうするかは今後も検討しなければならない中身だと思っている。ごみ袋料金について、新処理施設建設も含めた中で検討するとのことだったが、検討するということは値上げが前提にあるのではないかということが一番懸念している。先ほどごみ袋料金を改定することによってごみ量縮減が期待されると言ったが、そういった形でごみ量縮減するのは全く道理に反すると思う。分別方法についてもあわせて検討するとのことだったが、こうした検討は新処理施設建設とあわせて行うとのこと、今年度中に大体の流れが見えてくるのか伺う。

西村部長

ごみ処理の単価については、平成20、21年が1万9,950円、平成22年から24年までが2万5,200円ということで2期契約の中で決まっている。これだけを見据えてごみ料金を改定することは可能だと思うが、新処理施設での処理単価などが見えていない段階で3カ年限定の値上げがいいのか、それとも将来を見越してトータル的なごみ料金を検討するのがいいのかは未定である。できるだけ早い時期、年度内になるか年中になるかは見えないが、方針的なものは出したと考えている。

委員 長

他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員

① コンサルに委託した焼却処理と固形燃料化処理を比較する際の処理期間はどうなっているのか。エコバレー歌志内のときは15年の料金体系が示されていたが、例えば焼却処理でいえば15年くらいもつ処理施設がどのくらいの単価になるのかといったことが一定の期間が示されないと比較対照できないと思うので、その辺についてどのように依頼しているのか伺う。

② ごみ量縮減の方法についていろいろな地区の説明をしていたが、エコバレー歌志内から求められている縮減量があれば教えていただきたい。全体の何十%は減らしてほしいなどといった依頼が来ているのか。現状の滝川の焼却ごみの何十%を減らさなければならないのか伺う。

③ スケジュールが配付されたので簡単に説明願う。

南 主 幹

③ (別紙資料に基づき説明する。)

② 3組合からエコバレー歌志内に月2,000トンのごみが入っているのを1,500トンにしてほしいというものだが、絶対的な数字ということではなく努力目標というかその程度のものである。絶対と考えると月500トンなので年間

6,000 トンということで25%ほどの縮減になる。ただエコバレー歌志内の社長とも話をしているが、努力目標でよいということである。先ほど部長からも説明したように各組合でゴミ量縮減に努力しているところである。

① 15年云々での比較ではなくメリット、デメリットでの比較を依頼しているということである。

窪之内委員外議員

① 日立的回答によると、エコバレー歌志内にゴミ量縮減についての回答をということだったが、既にいろいろと取り組んでいるわけでそうした回答についてはいつごろを予定しているのか。まずはこれだけやっておき後は検討しますという形での報告がいいのか、少し落ち着いて全体像が出てから報告したほうがいいのかの判断と回答時期について伺う。

② スケジュールでは新処理施設の焼却処理を平成25年3月に供用開始するためには、平成22年度中に用地をきちんと決めて環境調査を行うことが前提である。これがおくれるとそのまま全体もおくれることになるのか伺う。

③ これまで進めてきたこの処理そのものが道の広域のモデルということ、道の支援は広域が前提なので滝川市も中空知衛生施設組合も広域が前提ということなのか。単価が出てきたときに、例えば1カ所だけでなく3カ所に施設をつくっても成り立つのであればそういうことを検討することもあるのか。小さな施設は費用負担が大きくなり交付金の対象から外れる可能性もあるということを見ると、まずは広域が前提ということ崩さないでいくということなのか伺う。

西村部長

① こういう方向でいきたいと思いますということで前回の局長会議では煮詰まっているが、まだ回答時期をいつにするかは協議していない。

② 処理方法が決まれば次は場所、資金、組織、その他もろもろが早急に必要になってくると思う。

③ 中空知衛生施設組合だけでも広域化だが、今は3組合が協調のもとに進めることが前提である。3カ所にそれぞれ小規模な施設を建てると同じような経費がかかることでコストが割高になることも考えられるので、あくまでも広域化を前提としながらどういう枠組みになるかについては、これからの進捗状況によるということである。

窪之内委員外議員

用地について、3組合で焼却処理ということになれば、既に一定のめどを立てているということなのか、それとも全く白紙状態なのか伺う。

西村部長

砂川地区保健衛生組合が提案している民間については、候補地が1カ所で産廃を扱っているところに建てたいということである。新焼却炉の関係については、条件が整い、地域住民等への説明で了解が得られれば、エコバレー歌志内の隣地を検討している。最終処分場もまだ6割強が使えるということで候補地として話題には上っているがまだ最終決定ではない。

委員長

私から1点伺う。候補地についてだが、今のエコバレー歌志内のところにする環境調査の日程はかなり短縮されるのか伺う。

西村部長

短縮できるが説明会はしなければならぬということ聞いています。

委員長

(2)については報告済みとする。(3)について説明願う。

(3) 滝川市地域自立支援ネットワーク会議の設置について

橘部次長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

渡 辺

障害者自立支援法によって障がい重い人ほど大変な状況と言われている中、

構成団体でネットワーク会議をつくるのは結構なことだと思う。団体を見ると公的な機関、団体はいいかもしれないが、民間団体も入っている。滝川市は行革により各種民間団体への補助金を自立しなさいということでだんだん減らしている。地域の町内会の果てまでヘルスコンダクターに金がないから寄附してくださいとか、補助金をくださいと言うが、そういうところへの補助金が足りない状況で、ヘルスコンダクターが困っている状態でネットワークに入って協力してくださいというのは矛盾していると思う。行革によって団体への補助金を削減する一方で協力してくださいというのは、合致していないと思う。ネットワーク会議はいいことだと思うが、民間団体への補助金がマッチしているのかについて考え方を伺う。

委員長 報告事項に直接関係ない質疑だが、答弁いただけるならお願いしたい。渡辺委員、もう一度簡潔に質疑願えるか。

渡 辺 ヘルスコンダクターは本当に地域で困っており、私たちの連合町内会でも補助金をくださいということになっている。このように困っている民間団体もあるが、ただ協力してくださいというのは1つの部や課としてはいいのかもしれないが、どこか一致していないところがあるのではないか。そういうところを行政としてどういうふうに見ているのか伺う。

橘部次長 渡辺委員の話は十分わかるが、障害者自立支援法に基づく障がい者の自立促進のために行政としてお手伝いしよう、行政のみならずいろいろな各団体が集まった中で健常者に近い状態で生活していただくという考えである。確かにヘルスコンダクターの中では補助金がなくて活動しづらい部分もあると思う。それについては別途所管と話し合いをする場が必要と思うが、私としては答えづらい部分もある。

委員長 他に質疑はあるか。

窪之内委員外議員 実際に日常的に動いていくのは市の福祉課が中心になることで、そこにいろいろな情報が団体から入ってくると思う。個別の困難事例なども含めていろいろな会議に出されていくことで、個人情報がこの中でどのように扱われるのかわからない。市とは別の新しい組織なので、そこでいろいろな障がいを持つ方の個別の相談となると、名前や家族関係などがわからないと解決していけないと思うので、その辺が全体会で公になって広がるのはまずいと思う。個人情報の取り扱いについて話をしているのか伺う。

谷本副主幹 個人情報の保護については、今回の設立に際して設置要綱をつくっている。第7条に守秘義務ということで、会議に出席した委員、関係者、機関等は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはいけない、委員や構成員でなくなった後も同様とするような条項を設けており、ほかの個人情報の保護に準じて考えていきたい。今のケア会議や相談は、本人やその家族も同席していただいて話を聞くというケースがふえているというか、そうしなければならぬというような流れになってきているので、そういう面では本人や家族と委員は接するので今後十分注意していかなければならないし、具体的なケースを検討する際には十分配慮していかなければならないと思っている。

窪之内委員外議員 最初の説明で、今は役所が運営しているができればおろしていきたいということだったが、どういった条件を整えれば民間におろしていけるようになるのか。障がい者のいろいろなことを解決していくときには行政にかかわることがいろいろ出てくるので行政がかかわっていたほうがいいのではないかと。行政でない

- ところに行ってしまったら有名無実になるという心配もあるので、どういう条件が整えば民間におろすと考えているのか伺う。
- 谷本副主幹 8割は直営で2割が相談支援事業者ということだが、相談支援事業者というのは道から指定を受けることになり、そこには研修を受けた相談支援専門員が必須となっている。相談支援専門員がいる事業所、相談支援事業所は、例えば介護保険で言えばケアマネージャー、介護支援専門員がいる居宅介護支援事業所というようなことに似ていると思う。現在滝川市にはないが、秋ぐらいにある法人がつくるという情報も聞いており、そこに委託をするということである。相談支援専門員が配置されて相談支援事業所として道から指定を受けて立ち上がった場合は、将来的に委託することも考えられる。市の福祉課職員も相談支援専門員という資格は持っていないので、相談支援専門員の資格を持った障がい者に対してより専門的な知識と処遇のできる専門員のいる相談支援事業所が自立支援協議会の中核を担うのが適当という考えもあり、委託する市町村がふえてきている現状である。滝川市にはまだないので当面は直営だが、将来的には委託も考えられるということである。
- 窪之内委員外議員 ケアマネージャーと市の職員に相談支援員の資格を取るような機会はあるのか伺う。
- 谷本副主幹 道が委託したNPO法人が行っている研修を受けることで資格を取ることができる。年1回で確か前期が3日間、後期が四、五日間だったと思うが、その期間研修を受けることで資格を取ることができる。
- 委員長 他に質疑はあるか。(なし)(3)については報告済みとする。(4)について説明願う。
- 橘部次長 **(4)生活保護費詐欺事件に係る訴訟等の動向について**
6月30日の第25回厚生常任委員会で報告した以降の裁判の動向についてお知らせする。1点目は滝川市長が原告となっている損害賠償請求事件である。第7回の口頭弁論が7月16日、札幌地裁で非公開のラウンドテーブル方式で開催された。直接私は傍聴できなかったが、第1、第2グループに分かれて審議を行っており、第2グループ、被告側のタクシー会社社長の後藤被告から準備書面を入手した。裁判の争点としては、後藤被告はタクシー会社の名目的な取締役であり任務懈怠については故意または過失がない、つまり任務懈怠と滝川市が被った損害額については因果関係がないという主張である。それを主張する準備書面と根拠を示す書類というか、片倉勝彦受刑者の当時の供述調書や証人尋問調書、新聞記事の写し等を添付した書類を裁判長に提出している。第1グループの片倉受刑者夫婦、タクシー会社の板倉、小向両受刑者の4人、高寿福祉興産の4個人と1企業については、判決が9月10日に出る予定になっている。第8回の口頭弁論については、9月3日を予定しており、これは非公開ではなく傍聴も可能なので、滝川市からも傍聴に行きたいと考えている。次に住民訴訟に関する損害賠償請求事件である。第6回の口頭弁論が7月28日に札幌地裁で開かれた。裁判の争点は、生活保護費の支出について、財務会計処理に際してどこに問題があつて違法性があるかということで、裁判長の求めにより滝川市としては生活保護の実施機関や事務手続、会計事務の流れについての準備書面と証拠書類を提出している。滝川市から提出した準備書面に基づいて原告側のほうで財務会計行為の履行違反を主張する流れになっているが、主張する準備書面については、原告が9月11日までに提出すると傍聴で聞いた。第7回の

委員長 口頭弁論については、10月14日である。
説明が終わった。質疑はあるか。(なし)(4)については報告済みとする。こ
ここで休憩する。

休 憩 16:06

再 開 16:06

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

2 その他について

委員長 事務局から常任委員会視察について報告がある。休憩する。

休 憩 16:06

再 開 16:08

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

3 次回委員会の日程について

委員長 次回委員会は、9月1日火曜日、13時30分からとする。以上をもって第28回
厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 16:08